

三重県外国人起業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることを目的として、外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号、以下「告示」という。）に基づき、三重県外国人起業活動促進事業を実施することとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、告示並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号、以下「入管法」という。）で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 本事業は、国内外に居住する外国人で、三重県内での起業を希望し、起業準備活動の開始から二年以内に、入管法に定める在留資格「経営・管理」への在留資格変更許可申請の基準を満たすことが見込まれる者について、知事が、起業準備活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認（以下「起業準備活動確認」という。）を行い、平成二年法務省告示第百三十一号（入管法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）四十四に定める在留資格「特定活動」の申請を可能とし、告示で定める特定外国人起業家とすることで、本県における外国人による起業活動を促進し、本県産業の振興、ひいては我が国の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を図るものとする。

(起業準備活動計画の確認申請)

第4条 起業準備活動の確認を受けようとする外国人（以下「申請人」という。）は、様式第1号による起業準備活動計画確認申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書（様式第1号の2）
- (2) 起業準備活動の工程表（様式第1号の3）
- (3) 申請人の履歴書（様式第1号の4）
- (4) 誓約書（様式第1号の5）
- (5) 申請人の旅券の写し
- (6) 上陸後又は在留資格の変更後一年間における申請人の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写し等）
- (7) 上陸後又は在留資格の変更後一年間における申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類（通帳の写し等）
- (8) 告示第5の6（1）⑤のいずれかに該当することを証する書類
（イに該当する場合、登記事項証明書又は海外において登記事項証明書に類する書類等）
（ロに該当する場合、学位証明書等）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

2 申請人は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、様式第1号の6による変更届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(起業準備活動計画の更新の確認申請)

第5条 第6条第1項の確認を受けた後、起業準備活動計画の更新の確認を受けようとする申請人は、様式第2号による起業準備活動計画確認申請書(更新用)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書(更新用) (様式第2号の2)
- (2) 起業準備活動の工程表(更新用) (様式第2号の3)
- (3) 在留期間の更新後六月間の申請人の住居を明らかにする書類
- (4) 在留期間の更新後六月間の申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

2 申請人は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、様式第2号の4による変更届出書(更新用)に、変更内容を確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(起業準備活動計画確認)

第6条 知事は、第4条の申請があった場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動が告示第5の6(1)①から⑦までのいずれにも該当すると認めるときは、申請から原則として一月までに起業準備活動計画確認をするものとする。

2 知事は、第5条の申請があった場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る起業準備活動計画が告示第5の6(2)①から⑥までのいずれにも該当すると認めるときは、申請から原則として一月までに起業準備活動計画更新確認をするものとする。

3 知事は、前二項の確認をしたときは、申請人に対し、様式第3号の1による起業準備活動計画確認証明書又は様式第3号の2による起業準備活動計画確認証明書(更新用)を交付するものとする。なお、交付の際、様式第4号の交付確認書に従って申請人の本人確認を行ったうえで交付するものとし、交付する確認書の有効期限は交付の日より起算して三月とする。

4 知事は、起業準備活動計画確認証明書の不交付を決定したときは、申請人に対し、様式第5号による起業準備活動計画確認結果通知書により通知するものとする。

5 知事は、申請人が三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第2条に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である場合は、申請を受理せず、また、起業準備活動計画確認書の不交付を決定することができる。

(起業準備活動計画確認の取消し)

第7条 知事は、起業準備活動計画確認証明書を交付した申請人が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載がある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき、暴力団員等であることが判明したとき又は正当な理由なく第10条第1項及び第2項に定める調査等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、様式第6号による起業準備活動計画確認取消通知書を申請人に通知するものとする。

(申請人の在留資格取得の報告)

第8条 申請人は、様式第7号により、在留資格「特定活動」の取得後5日以内に知事に報告するも

のとする。

(在留資格取得後の措置)

第9条 知事は、起業準備活動計画確認証明書を交付した申請人について、在留資格「特定活動」取得後、起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(起業準備活動計画の調査等)

第10条 知事は、起業準備活動計画確認証明書を交付してから起業に至るまでの間、1月に1回、起業準備活動計画の進捗状況の確認を行うものとする。

2 前項の確認は、申請人との面談により行うものとし、必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対し、説明や書類の提出その他の対応を求めることができる。

3 知事は、起業準備活動の進捗状況その他起業準備活動計画確認をした申請人に係る状況について、経済産業大臣及び申請人の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長に情報を提供するものとする。

4 知事は、申請人の起業準備活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、三重県外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

三重県知事 へ

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印
署 名 (_____)

起業準備活動計画確認申請書

三重県外国人起業活動促進事業実施要綱第6条の確認を受けたいので、同要綱第4条に基づき、下記のとおり申請します。

記

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
1	起業準備活動計画書（様式第1号の2）	
2	起業準備活動の工程表（様式第1号の3）	
3	申請人の履歴書（様式第1号の4）	
4	誓約書（様式第1号の5）	
5	申請人の旅券（パスポート）の写し	
6	上陸後又は在留資格の変更後一年間における申請人の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しなど）	
7	上陸後又は在留資格の変更後一年間における申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類（申請人の通帳の写しなど）	
8	告示第5の6（1）⑤イ、ロのいずれかに該当することを証する書類（登記事項証明書、学位証明書など）	
9	その他知事が必要とする書類	

様式第1号の2（第4条関係）

起業準備活動計画書

年 月 日

申請人氏名 _____ 印 _____
署名（ _____ ）

1 申請人の概要

(1) 起業の動機及び将来の展望（三重県で起業する動機を含む。）			
(2) 事業における申請人の役職・役割			
(3) 起業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など			
(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請人の氏名を記載してください。			
(5) 起業の予定 ※起業時に想定されるものを記載してください			
ア 開業予定日 (省略可)	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など		
イ 業種			
ウ 提供する商品・サービス			
エ 事業所開設場所 (省略可)	三重県		
オ 資本金・出資総額	千円		
カ 株主構成 (持分比率) (省略可)	株主名	住所	持分比率
	合計		
キ 役員 ※申請人以外 (省略可)	氏名：	国籍：	
	住所：	役職：	
ク 従業員数	社員	名、パート・アルバイト	名、計 (うち本邦に居住する常勤職員
			名)

2 事業の概要

(1)実施する事業の概要（商品・サービスの概要）
(2)商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）
(3)商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳
(4)必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）
(5)収益を上げることが可能な理由、三重県の市場における競合他社との差別化要因 （革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等）

3 利益計画（省略可）

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

（単位：千円）

決算期（月末） 予定	第1期	第2期	第3期
売上高(a)			
売上原価（材料費、労務費、経費、外注費など）(b)			
売上総損益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業損益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期損益(i)			
税引後当期損益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること。

※繰越欠損金は、適用しないで計算すること。

4 開業時の資金計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

開業時の手持ち資金（現金預金残高） _____円（予定）

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	不動産 (内訳)	自己資金	
			金融機関からの借入額 (内訳・返済方法)	
	2	設備 (内訳)	その他 (内訳・返済方法)	
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の支 払資金など		
合 計			合 計	

様式第1号の3（第4条関係）

起業準備活動の工程表

時点	起業準備活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (6月目)		
年 月 (9月目)		
年 月 (1年目)		

※ 申請日以降、起業のために行う準備の状況を明らかにしてください（所持している資金、資金調達、投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など）。

※ 必要経費には、その調達方法も記載してください（自己資金、銀行借入など）。

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数（配偶者を除く） 人	
	配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無

年 月 日

三重県知事 へ

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印
署 名 (_____)

誓約書

- 1 私は、三重県外国人起業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく三重県職員の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、三重県に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を三重県が保管し、返却されないことを了承します。
- 4 私は、三重県が起業活動計画確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある経済産業大臣及び三重県を管轄する地方出入国在留管理局に対して三重県が情報を開示することに同意します。
- 5 私は、起業準備活動計画確認証明書を交付してから起業に至るまでの間、1か月に1回以上、起業準備活動の進捗状況確認のための面談に応じるとともに、説明や、通帳の写しなど資金状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。
- 6 私は、起業準備活動の継続が困難であると三重県が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に、あらかじめ確保した帰国旅費で帰国します。

年 月 日

三重県知事 へ

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印
署 名 (_____)

変更届出書

年 月 日付で申請した起業準備活動の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

新	
旧	

※ 変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

三重県知事 へ

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印
署 名 (_____)

起業準備活動計画確認申請書（更新用）

三重県外国人起業活動促進事業実施要綱第6条の確認を受けたいので、同要綱第5条に基づき、下記のとおり申請します。

記

<添付資料>

	提出書類	チェック欄
1	起業準備活動計画書（更新用）（様式第2号の2）	
2	起業準備活動の工程表（更新用）（様式第2号の3）	
3	在留期間の更新後六月間の申請人の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しなど）	
4	在留期間の更新後六月間の申請人の滞在費及び起業活動の継続が困難となった際に帰国する旅費を明らかにする書類（申請人の通帳の写しなど）	
5	その他知事が必要とする書類	

様式第2号の2（第5条関係）

起業準備活動計画書（更新用）

年 月 日

申請人氏名 _____ 印 _____
署名（ _____ ）

1 申請人の概要

(1) 起業の動機及び将来の展望（三重県で起業する動機を含む。）			
(2) 事業における申請人の役職・役割			
(3) 起業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など			
(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請人の氏名を記載してください。			
(5) 起業の予定 ※起業時に想定されるものを記載してください			
ア 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など		
イ 業種			
ウ 提供する商品・サービス			
エ 事業所開設場所	三重県		
オ 資本金・出資総額	千円		
カ 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
キ 役員 ※申請人以外	氏名：	国籍：	
	住所：	役職：	
ク 従業員数	社員	名、パート・アルバイト	名、計 （うち本邦に居住する常勤職員
			名 名)

2 事業の概要

(1)実施する事業の概要（商品・サービスの概要）
(2)商品・サービスの販売・提供方法（販売先、販売方法、販売単価等）
(3)商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳
(4)必要となる経営資源（事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員等）
(5)収益を上げることが可能な理由、三重県の市場における競合他社との差別化要因 （革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデル等）

3 利益計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

（単位：千円）

決算期（月末） 予定	第1期	第2期	第3期
売上高(a)			
売上原価（材料費、労務費、経費、外注費など）(b)			
売上総損益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業損益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期損益(i)			
税引後当期損益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること。

※繰越欠損金は、適用しないで計算すること。

4 開業時の資金計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

開業時の手持ち資金（現金預金残高） _____円（予定）

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	不動産 (内訳)	自己資金	
			金融機関からの借入額 (内訳・返済方法)	
	2	設備 (内訳)	その他 (内訳・返済方法)	
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の支 払資金など		
合 計			合 計	

様式第2号の3（第5条関係）

起業準備活動の工程表（更新用）

時点	起業準備活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (6月目)		

※ 申請日以降、起業のために行う準備の状況を明らかにしてください（所持している資金、資金調達、投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など）。

※ 必要経費には、その調達方法も記載してください（自己資金、銀行借入など）。

年 月 日

三重県知事 へ

国籍 _____

申請人 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ 印
署名（ _____ ）

変更届出書（更新用）

年 月 日付で申請した起業準備活動計画確認（更新用）の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

新	
旧	

※ 変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

番号

起業準備活動計画確認証明書

国籍・地域

氏名

上記の者が、 年 月 日付で行った外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号。以下、「告示」とする。）第5の4に規定する起業準備活動計画確認の申請について、告示第5の6（1）に掲げる事項のいずれにも該当することの確認をしたことを証明します。

なお、告示第5の6（1）⑤については、

- イ 事業の経営又は管理について一年以上の経験を有していること。
- ロ 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。

に該当することを確認しています。

この証明書の有効期限は、次のとおりです。

有効期限： 年 月 日

年 月 日

三重県知事

印

番号 _____

起業準備活動計画確認証明書（更新用）

国籍・地域 _____

氏名 _____

在留カード番号 _____

上記の者が、 年 月 日付で行った外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号。以下、「告示」とする。）第5の5に規定する起業準備活動計画確認の申請について、告示第5の6（2）に掲げる事項のいずれにも該当することの確認をしたことを証明します。

この証明書の有効期限は、次のとおりです。

有効期限： 年 月 日

年 月 日

三重県知事

印

三重県知事 へ

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印
署 名 (_____)

交付確認書

下記確認書について、本人確認書類を提示の上、申請人が受領いたしました。

記

1 受領する確認書

<input type="checkbox"/>	起業準備活動計画確認書
<input type="checkbox"/>	起業準備活動計画確認書（更新用）

2 提示した本人確認書類

<input type="checkbox"/>	在留カード
<input type="checkbox"/>	それ以外の書類（ _____ ）

※ 写しをこちらで控えさせていただきます。

(対応者)

所属

氏名

様式第5号（第6条関係）

番 号
年 月 日

（国籍）

（住所）

（氏名）様

三重県知事

印

起業準備活動計画（更新）確認結果通知書（通知）

年 月 日付けで提出された三重県外国人起業活動促進事業実施要綱第4条又は第5条の起業準備活動計画（更新）確認の申請について、外国人企業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）第5の6に定める要件を満たすことを確認できなかったため、同要綱第6条第4項の規定により通知します。

担当
電話

様式第6号（第7条関係）

番 号
年 月 日

（国籍）

（住所）

（氏名）様

三重県知事

印

起業準備活動計画確認取消書（通知）

年 月 日付けで交付した起業準備活動計画確認証明書について、下記の理由により、当該起業準備活動計画確認を取り消したので、三重県外国人起業活動促進事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取消の理由	
-------	--

担当
電話

年 月 日

三重県知事 へ

国 籍 _____

申請人 住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印
署 名 (_____)

在留資格取得報告書

年 月 日付けの起業準備活動計画確認証明書の交付を受け、下記のとおり在留資格を取得したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 在留資格の状況

許 可 日	年 月 日
在 留 期 間 (満了日)	月 (年 月 日)

2 関係書類

在留カードの写し（表面・裏面）